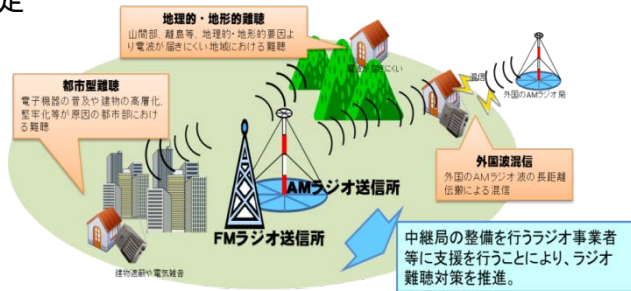


災害時の情報伝達を可能にする基盤整備の主な取組①

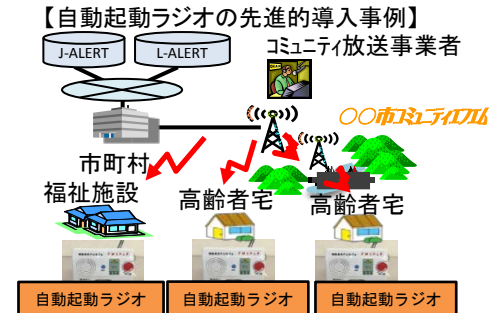
ラジオの難聴対策

- 都市部の難聴や山間部等の地理的・地形的な要因による難聴及び外国波混信による難聴の解消が課題となっており、民間ラジオ放送事業者や自治体等が行う難聴地域解消のための中継局整備を支援
- 当該支援により、AMラジオ放送親局の難聴エリアへのFM補完局整備によりFM補完放送を聴取可能となる世帯数を2015年度29百万世帯→2018年度41百万世帯とすることを目標として設定



コミュニティ放送による防災・災害情報の多重化

- コミュニティ放送は、コミュニティ放送局からの緊急警報信号等を受信して自動的に電源が起動/終了する自動起動ラジオによりJ-ALERTなどの災害情報等も聞くことができる特性があり、市町村にとって重要な情報伝達手段 (コミュニティ放送事業者は303者。このうち、自動起動ラジオ導入事業者は89者 (2016年11月に実施したアンケートで回答のあった277者による集計結果))
- 市町村によるコミュニティ放送事業者に提供する中継局等の整備を支援



公衆無線LAN環境整備

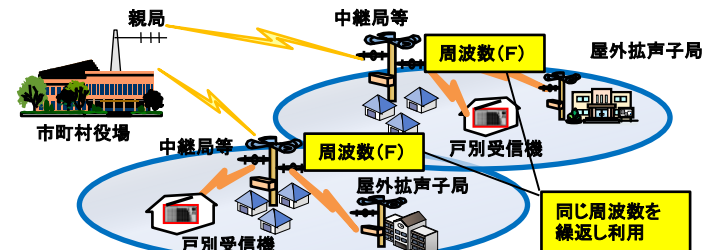
- 災害時、固定電話や携帯電話が輻輳等のために利用できない場合であっても、災害情報を入手するために、公衆無線LANを通じてインターネットにアクセスできることが重要
- このため、公共的な防災拠点等における自治体等の公衆無線LAN整備を支援しており、2020年までに約3万箇所の整備を目指して、今後も、その整備を推進



防災行政無線の導入促進

- 防災行政無線によって、より確実な情報伝達に向け、同一周波数の繰返し利用が可能となるよう、技術的検証を2017年から開始し、2019年に制度化を図り、2020年には、よりきめ細かい屋外拡声子局等の設置を可能とする環境を実現
- また、2014年度に導入したシステム整備費の低廉化に寄与する簡易なデジタル方式について、引き続き周知啓発に取組むことにより導入を促進

※ 防災行政無線(同報系)を整備している自治体は、1,363(2015年度末時点)

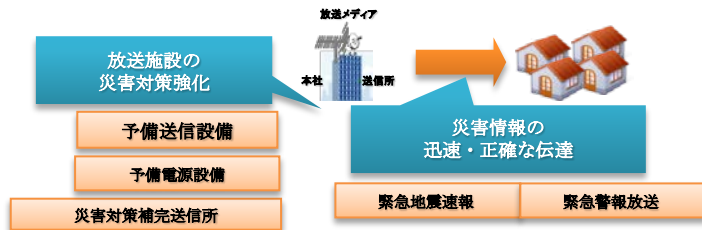


災害時の情報伝達を可能にする基盤整備の主な取組②

放送ネットワークの強靱化

- 民間放送事業者や自治体等が行う放送局(ラジオ・テレビ)の**予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を支援**
- 当該支援により、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高いラジオ親局のエリアにおいて、親局の移転・FM補完局等の整備によりカバーされる世帯数を、**2015年度21百万世帯→2018年度27百万世帯**とすることを目標として設定

地上基幹放送ネットワーク整備事業

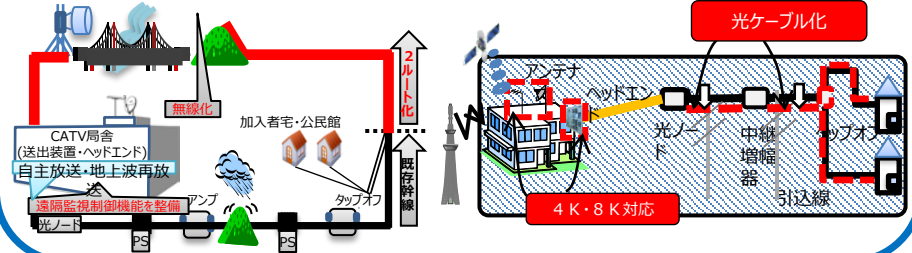


ケーブルテレビの耐災害性の向上等

- ケーブルテレビの耐災害性の向上を図るため、国土強靱化基本計画(2016年6月3日 閣議決定)の計画期間である**2018年度を目途に、幹線の2ルート化等を支援**(補助実績は、2016年12月現在、129件)
- また、耐災害性の向上を図るとともに、2020年に約50%の世帯での**4K・8K実視聴の実現**に資するため、ケーブルテレビの光化等を支援

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

4K・8K時代に対応したケーブルテレビ光化促進事業



可搬型予備送信設備等の配備

- **地方総合通信局等に、臨時災害放送局(ラジオ)用の送信機等を配備し、平時において自治体が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時には自治体に対して貸し出しを実施。平成26年度予算により、4総合通信局に配備。平成29年度予算で2総合通信局への追加配備予定。**
- **地方総合通信局等に可搬型予備送信設備等(テレビ)を配備し、中継局等が被災した際に、放送事業者による被災設備の復旧までの緊急の措置として活用することを検討**

臨時災害放送局



- 被害の軽減に役立つ情報
- 被災者の生活安定に寄与する情報



課題

- 機器調達方法の検討
- 設置場所の検討
- ノウハウの共有化

対策

機器を総合通信局に配備

- 平時は自治体における送信点調査、運用訓練等に活用
- 災害時は自治体に貸出

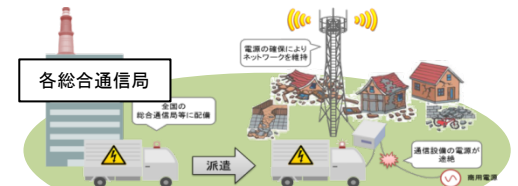
災害時における放送局の開設や放送継続の支援

その他の被災者等の通信環境の整備

- スマートフォン等の電源確保のため、災害発生時に各携帯電話事業者が携帯電話用充電器(マルチチャージャー)を避難所等へ設置するなどの取組が行われている
- また、重要な通信設備等への電源供給の応急復旧に資するため、災害対策用移動電源車を各総合通信局へ合計10台を配備し、災害発生時に地方公共団体、電気通信事業者等に対し、貸与を行っている
- さらに、非常時の衛星携帯電話について、本省及び各総合通信局に合計300台を配備し、災害発生時に地方公共団体等に対し、貸与を行っている



携帯電話用充電器(マルチチャージャー)



移動電源車の運用イメージ

災害時の情報伝達を可能にする基盤整備 アクションプラン

施策名	施策概要	情報難民ゼロに向けて期待される役割	2020年に向けたアクションプラン			
			2017	2018	2019	2020
民放ラジオ難聴解消支援事業	国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備を支援	地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電気機器の普及や建物の堅牢化等による難聴を解消するための中継局整備を行うことにより、災害時におけるラジオによる高齢者等への情報伝達手段を確保し、災害情報等の確実かつ迅速な情報提供に寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の補助事業を実施 ・放送を巡る諸課題に関する検討会の下に設置された「地域における情報流通の確保等に関する分科会」にて検討し、方針を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き現行の補助事業を実施 ・2019年度以降の補助事業の必要性について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、補助事業の必要性を検討 ・民放ラジオ難聴解消の状況を踏まえ、必要な施策を検討 	
公衆無線LAN環境整備支援事業	事業採算上等の問題により整備が困難な公共的な防災拠点等(避難所・避難場所(学校等)、官公署の他、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点)において、地方公共団体等がWi-Fi環境の整備を行う場合に、その事業費の一部を補助	公共的な防災拠点等において、インターネットに接続できるネットワーク環境を整備することにより、災害発生時に地域住民や訪日外国人への災害情報等の情報収集に寄与	<p>公共的な防災拠点等におけるWi-Fi整備の推進</p> <p>整備計画の更新</p>			
放送ネットワーク整備支援事業	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、放送局(ラジオ・テレビ)の緊急地震速報設備等の整備、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備に係る費用の一部を補助することにより、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現	テレビやラジオ、ケーブルテレビの耐災害性を向上させることにより、災害発生時における高齢者等の主要な情報伝達手段を確保し、災害情報等の確実かつ迅速な情報提供に寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の補助事業を実施 ・放送を巡る諸課題に関する検討会の下に設置された「地域における情報流通の確保等に関する分科会」にて検討し、方針を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き現行の補助事業を実施 ・2019年度以降の補助事業の必要性について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、補助事業の必要性を検討 ・放送ネットワークの強靱化の状況を踏まえ、必要な施策を検討 	
4K・8K時代に対応したケーブルテレビ光化促進事業	きめの細かい被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保等に不可欠な情報を提供するケーブルテレビについて、耐災害性が高まる光ファイバーケーブルの敷設等を促進	ケーブルテレビの耐災害性を向上させるとともに、詳細な文字情報等を明示できる4K映像の放送に資する光ファイバー化の促進により、災害時、高齢者・外国人等による重要情報へのアクセス機会を確実に保障することに寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の補助事業を実施 ・放送を巡る諸課題に関する検討会の下に設置された「地域における情報流通の確保等に関する分科会」(ケーブルテレビWG)にて検討し、方針を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、補助事業の必要性を検討 		
地域ICT強靱化事業(地方)(可搬型予備送信設備等の配備)	地方総合通信局等に、臨時災害放送局(ラジオ)用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を支援 ※地方総合通信局等に可搬型予備送信設備等(テレビ)を配備し、中継局等が被災した際に緊急の措置として活用することも検討	災害時に臨時災害放送局を迅速に開設すること等により、高齢者等への情報伝達手段を確保し、災害情報等の確実かつ迅速な情報提供に寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、受信点調査、運用訓練等を実施するとともに、周知啓発活動を行い、自治体において臨時災害放送局を迅速に開設できるよう、事前準備を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、受信点調査、運用訓練等を実施するとともに、周知啓発活動を実施 ・2020年度以降の事業の必要性について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方総合通信局等に可搬型予備送信設備等(テレビ)を配備し、中継局等が被災した際に緊急の措置として活用することを検討 	